

令和5年5月9日

一般社団法人広島県医師会会長 様
一般社団法人広島県病院協会会長 様

広島県健康福祉局長
〔新型コロナウイルス感染症対策担当〕
〒750-8511 広島市中区基町 10-52

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行等に伴う
G-MIS に利用について（依頼）

県の健康福祉行政の推進については、日頃から格別の御理解、御支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行等に伴い、今後 G-MIS の利活用がより重要になります。G-MIS の ID 付与等について整理しましたので、貴会会員への周知をお願いいたします。

【G-MIS の ID 付与について】

- 1 新たに外来対応医療機関として申請する医療機関について
別紙1を参照して必要な手続きを行ってください。
- 2 上記1以外で現在 G-MIS の ID を保有していない医療機関について
別紙2を参照して必要な手続きを行ってください。
なお、G-MIS の ID の新規取得について、別紙3のとおり通知しているところですが、別紙3の方法で申請した場合には ID 付与までの時間が長くなるため、早期取得のためには別紙2の方法で必要な手続きを行ってください。
- 3 すでに G-MIS の ID を保有しているが、パスワード等を失念している場合
厚生労働省の専用メールアドレス（password@g-mis.net）に連絡してください。
その際には、「医療機関名」「医療機関住所」「代表電話番号」「ご担当者名」を記入しておいてください。



担当 医療体制確保担当
電話 082-513-2844（ダイヤルイン）
（担当者 上田）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
「外来対応医療機関」の新規申請について

1 趣旨

令和5年3月17日付け（令和5年4月11日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び令和5年3月31日付けで同省保険局医療課事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へと変更される令和5年5月8日以降においても、発熱患者等の検査・診療可能な医療機関について「外来対応医療機関」として都道府県において公表する方針が示され、診療報酬については、公表したうえで、受入れ患者を限定しない形に8月末までに移行することを評価する仕組みとなる。

2 県の方針

令和5年5月8日以降当県においては、「外来対応医療機関」の一覧を県HPにて公表することとする。

3 新規申請について

令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症の診療・検査を開始される医療機関について、以下アンケートフォームまたはQRコードより申請してください。

なお、既に診療・検査医療機関へ指定されている医療機関については、申請は不要です。

【外来対応医療機関の新規申請について】

次のURL又はQRコードからアンケートフォームが開きますので、対応時間等について回答してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=2220>



4 関連資料

- (1) 令和5年3月17日付け（令和5年4月20日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」
- (2) 令和5年3月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」

担当 広島県新型コロナウイルス感染症対策担当
感染症対策グループ
電話 082-513-3079（ダイヤルイン）
（担当者 西名）

G-MISのID新規申請について

1 概要

今後、病院における新型コロナウイルス感染症患者受け入れ可能数については、G-MIS上で閲覧が可能となります。

新型コロナウイルス感染症の診療にあたる医療機関においては、基本的に外来対応医療機関（別紙1参照）として申請いただき対応いただくものと考えていますが、外来対応医療機関の申請は行わないがG-MISのID付与を希望する場合には、次のとおりG-MISのID付与の申請を行ってください。

2 申請方法

次のアドレスのアンケートフォームまたは二次元コードより申請してください。

なお、既に診療・検査医療機関及び外来対応医療機関に指定されている医療機関については、申請は不要です。

【G-MISのID付与申請について】

次のURL又は二次元コードからアンケートフォームが開きます。

必要事項について回答してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=2832>



令和 5 年 4 月 20 日

各医療機関・歯科診療所・助産所開設者 様

広島県健康福祉局医療介護基盤課
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

医療機能情報の全国統一システム移行に伴う G-MIS アカウントの登録申請について（依頼）

本県の保健医療行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、各施設の開設者には、医療機能情報の公開が義務付けられており、現在「救急医療 NET HIROSHIMA」にて公開しているところですが、令和 6 年 4 月 1 日からは、国の運用する全国統一のシステムへ移行することとなっています。

これに伴い、令和 5 年度の定期報告（令和 6 年 1 月開始）から、国の医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」という。）にて、医療機能情報を報告していただく必要があります。

ついては、オンライン報告に必要な G-MIS アカウントの登録申請を、次のとおり実施いただきますようお願いいたします。

1 対象施設

病院・診療所・歯科診療所・助産所のうち、医療機能情報に関する報告をオンラインで行う施設。なお、紙で報告する場合は申請不要ですが、PC やスマートフォンを所有していない等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則、オンライン報告への移行に御協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症対応等により、既に G-MIS のアカウントを有している施設も今回の申請の対象となります。

2 アカウント登録申請方法

(1) 登録に必要な情報

機関名、住所、電話番号、メールアドレス※¹、機関コード※² など

※¹ メールアドレスの登録が必須です。可能な限り施設の代表アドレス等を御登録ください。

※² 「救急医療 NET HIROSHIMA」のログインに使用している 10 桁のコードで、保険医療機関コードではありません。機関コードがわからない場合は、別紙 1 の手順により確認可能です。

(2) 登録申請方法

別紙 2 「ユーザの登録申請方法」により、厚生労働省 G-MIS ホームページから申請

(3) やむを得ない事情によりオンライン報告できない施設

県医療介護基盤課へ「別紙 3」により回答

3 期限

令和 5 年 5 月 19 日（金） 厳守

※期限内に登録が完了しない場合、令和 5 年度定期報告までにアカウント発行が間に合わない可能性があります。

担当 医療施設グループ
電話 082-513-3056
(担当 山口, 奥)

令和6年1月の「医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度」の定期報告に向けた準備について
～G-MISでの報告入力に使用するユーザの登録申請をお願いします～

ユーザの登録申請方法 ※必ず期間内に申請を完了してください。（申請期間終了後は使用できなくなります）

- 1. 都道府県からの依頼に基づき申請作業をされる病院等、及び薬局のご担当の方は、以下の厚生労働省のホームページを開いてください。
厚生労働省 G-MIS ホームページ : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html
- 2. 厚生労働省 G-MIS ホームページ より、**新規ユーザ登録申請(システム移行期間限定)**に関するマニュアルを開いてください。
- 3. マニュアルの表紙に記載されているURLからユーザ登録申請画面を開き、マニュアルの手順に従い、登録申請を行ってください。

二次元コード



厚生労働省 G-MIS ホームページ

1. 厚生労働省のホームページを開く

厚生労働省 G-MIS に関するマニュアルなど

- OG-MISに関するQ&A
- 医療機関用
- 自治体用

○医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告用アカウントの申請
都道府県からの周知に基づき、報告用アカウントを申請する病院等・薬局の方は
以下のリンクからマニュアルを参照してください。
[G-MIS 新規ユーザ登録申請マニュアル \(システム移行期間限定\)](#) **NEW**

また、報告用ユーザの申請に関するQ&Aは以下リンクをご確認ください。
[G-MIS 新規ユーザ登録申請に関するQ&A](#) **NEW**

2. マニュアルを開く (1ページ目)

医療機能・薬局機能情報提供制度
新規ユーザ登録申請
操作マニュアル Ver 1.00

令和5年3月24日
厚生労働省 G-MIS事務局

申請画面のURLは
マニュアル内に掲載されています

3. 申請画面を開き、ユーザ登録申請を行う

G-MIS新規ユーザ登録申請のご案内

G-MISは、新型コロナウイルス感染症における情報連携の機能に加え、各種調査・報告を効率的かつ機密的に実施するためのプラットフォームとして運用しております。

G-MIS新規ユーザ登録申請フォーム

メールアドレス登録

メールアドレス

私はロボットではありません

申請するユーザに設定するメールアドレス
(認証コードが送信されるため申請者が受け取れるアドレス)を入力するところから、
マニュアルに従い登録申請を行ってください。

<ユーザ登録申請の利用方法等に関するお問い合わせは、こちらまでお願いします> 外国語対応不可
厚生労働省 G-MIS事務局 電話：0570-783-872 (平日9時～17時。土日祝日を除く)